

## 津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、光ブロードバンドの導入経費を一部補助することにより、町内の光ブロードバンドへの加入促進を図り、町民が広く情報通信技術のもたらす恩恵を享受できる豊かな地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 光ブロードバンド 光ファイバ網による高速・超高速通信を可能とする回線のこと。

### (補助金の交付対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は以下のとおりとする。

(1) 津奈木町内に住所を有する個人又は事業者で、光ブロードバンドサービスに加入した利用者。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、町税等の歳入を滞納している者を補助金の交付対象者としないことができる。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、一律10,000円とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金交付申請書兼完了報告書（様式第1号）により、町長が必要と認める書類を添付して補助金の交付申請を行うものとする。

2 補助は光ブロードバンド1回線につき一度に限り申請することができる。

### (補助金の交付決定等)

第6条 町長は、第5条の申請を受理した時は、当該申請の内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定し、津奈木町光ブロードバンド加入促進補助（決定・却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するとともに、補助金の交付を決定した者にはその額を確定するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、遅滞なく津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金交付請求書（様式第3号）により、町長が必要と認める書類を添付して補助金の交付請求を行うものとする。

2 町長は、前条の規定により申請者から請求があった場合は、速やかに補助金

を支払うものとする。

(検査)

第8条 町長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、職員をして補助金の交付対象となった申請者若しくは関係者への調査を行わせることができる。

(補助金の返還)

第9条 町長は、申請者が次の各号の一に該当するときは、当該申請者に対し、補助金交付決定の取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) その他、町長が補助金の交付の目的が失われたと認めたとき。

2 町長は前項の規定により補助金の取り消し、若しくは返還を決定したときは、申請者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による補助金交付決定の取り消し、若しくは返還を行ったときは、申請者に損害を及ぼすことがあっても、町はその責を負わない。

(免責)

第10条 町長は、補助した光ブロードバンドサービスに係る内容及び利用料に対して一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、給付に関する規定は平成28年7月1日から適用する。

附 則 (平成31年4月1日津奈木町告示第31号)

この要綱は、告示日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

津奈木町長 様

住所（所在）津奈木町大字

氏名（名称）

電話番号

津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金交付申請書兼完了報告書  
下記のとおり津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金の交付を受けたいので津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金交付要綱第5条の規定により申請するとともに併せて完了報告します。

記

1 補助金交付申請額 10,000円

2 設置場所（光ブロードバンドサービス利用場所）

津奈木町大字

3 利用開始年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

4 添付書類

- (1) 光ブロードバンドサービス加入申し込み内容が確認できる書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

\*ご記入いただいた個人情報は、本事業に関するご連絡など行政サービスの運営を目的として利用します。

承 諾 書

私は、津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金に関わる審査（世帯主等を確認することを含む。）、光ブロードバンドの利用状況把握、その他事務手続きのため、津奈木町が必要に応じて関係部署及び関係機関に対して、調査、照会を実施することについて承諾します。

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

津奈木町長

印

津奈木町光ブロードバンド加入促進補助（決定・却下）通知書  
年 月 日付けで申請のありました津奈木町光ブロードバンド  
加入促進補助金について、下記のとおり決定（却下）しましたので通知します。

記

1  次のとおり補助を決定する。

- (1) 決定番号 第 年 月 日 号  
(2) 交付決定年月日 年 月 日  
(3) 補助金交付決定額 10,000円

2  次のとおり申請を却下する。

(理由)

---

---

---

3 注意事項及び補助の条件

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。  
(2) 補助金は、交付請求書を受け交付します。  
(3) 補助金は、その目的に違反して使用した場合は、返還を求めます。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

津奈木町長 様

住所（所在）津奈木町大字

氏名（名称）

電話番号

津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金交付請求書  
年 月 日付け、第 号で交付決定を受けました、  
津奈木町光ブロードバンド加入促進補助金について、津奈木町光ブロードバ  
ンド加入促進補助金交付要綱第7条の規定により請求します。

記

1 請求金額 10,000円

2 振込先金融機関

金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号	(カタカナ) 口座名義人
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		